

制限付一般競争入札（総合評価一般競争入札方式）について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定を踏まえ、制限付一般競争入札（総合評価一般競争入札）を実施するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月7日

成田市長 小 泉 一 成



1. 入札に付する事項

(1) 事業名

成田市余熱利用施設整備運営事業

(2) 事業場所

千葉県成田市小泉161番ほか

(3) 事業期間

事業契約締結日から令和26年3月末日まで

(4) 事業概要

成田市余熱利用施設整備運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）に示すとおりであり、PFI法に基づく事業として、成田市余熱利用施設の設計、建設・工事監理、開業準備、維持管理及び運営を行うものとする。

また、落札者は、本事業の実施を目的とする特別目的会社を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として成田市（以下「本市」という。）内に設立するものとする。

(5) 発注部署

環境部 環境計画課

(6) 予定価格

金8,371,625,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

なお、消費税及び地方消費税相当額を加えた額9,105,583,000円を超えないこと。



~11/17

2. 入札条件等の構成

本入札は、本公告のほか、次に示す図書をもって入札に関する条件等を満たすものとし、公告の日から本市ホームページにて公表する。

- (1) 入札説明書
- (2) 成田市余熱利用施設整備運営事業要求水準書
- (3) 成田市余熱利用施設整備運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）
- (4) 成田市余熱利用施設整備運営事業様式集及び作成要領
- (5) 成田市余熱利用施設整備運営事業基本協定書（案）
- (6) 成田市余熱利用施設整備運営事業事業契約書（案）
- (7) 成田市余熱利用施設整備運営事業指定管理に関する年度協定書（案）

3. 入札参加に必要な資格に関する事項

入札説明書に示すとおり。

4. 入札手続等

入札説明書に示すとおり。

5. 落札者の決定

落札者決定基準に示すとおり。

6. 入札に関する注意事項

(1) 入札価格

入札書に記載する入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格を記載すること。

(2) 入札の無効

入札説明書に示すとおり。

(3) 入札の回数

1回

7. 入札辞退

入札説明書に示すとおり。

8. 開札日

入札説明書に示すとおり。

9. 事業契約の締結

- (1) 令和8年2月上旬に本事業契約の仮契約を締結するものとする。仮契約については、PFI法第12条の規定により、本事業契約が成田市議会において可決された場合に本契約として成立する旨の条項を付し、成田市議会の可決をもって本契約として有効となるものである。

- (2) 本事業契約について、成田市議会の可決が得られないときは、本事業契約は無効とし、かつ、この場合において本事業契約の相手方に損害が生じた場合においても、本市は一切その賠償の責に任じない。

10. 契約保証金について

入札説明書に示すとおり。

11. その他

(1) 提案書等の著作権及び公表

入札説明書に示すとおり。

(2) 入札に伴う費用

入札説明書に示すとおり。

(3) 異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

イ 入札執行は、本市の都合又は入札を公平に執行することができないと認めるときは、延期又は取りやめることがある。この場合において、異議を申し立てることができない。

(4) その他入札について必要な事項は、本市の規程等による。